Ⅰ　企業が東京都へ事前確認申請（任意）

企業は個人投資家から投資を受ける前に、基準日（確認申請日）において**企業要件**を満たすことの事前確認を東京都に申請します。

増資を行った後ですか。
（増資の変更登記を行っていますか。）

NO →

決算日までの期間の確認
決算日まで２か月以上期間がありますか。
（事前確認書の有効期限は、通常、決算日までです。
申請期間を考慮した上での申請に御協力ください。）

NO →
以下のいずれかを選択

①今期に増資した上で、
払込後確認申請
Ⅲ 企業が東京都へ確認申請　の手続へ。

②今期増資は行わず、
翌期、新たに事前確認申請を行う。

↓ YES

事前確認制度の利用要否の判断
事前確認制度の利用を希望しますか。
（事前確認を受けるか否かは、任意です。）

NO →
②今期増資は行わず、
翌期、新たに事前確認申請を行う。

↓ YES

事前確認制度を利用する場合　　増資前の確認申請（ステップ１）

申請日時点で各要件を判定します。

企業要件１　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a01

↓ 合致

企業要件２、３、４　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a02

↓ 合致

税優遇が受けられなくなる場合　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugu.php

↓ 該当なし

設立経過年数に応じた要件（企業要件５）を確認し、申請パターンを決めてください。

企業要件５　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a05
２つ以上のパターンに当てはまる場合は、いずれか１つを選択してください。
要件の立証の容易なものをお選びください。

↓ 申請パターン決定

申請パターンに応じた必要書類の準備

必要書類一覧から申請するパターンに対応する書類を準備します。
https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/document03.php
令和６年10月より、電子申請に変更しました。
書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF等）してください。

↓ 必要書類一式の準備完了

電子申請

必要書類一式の準備が整いましたら、申請・お問い合わせページから申請します。
「払込後確認（直接投資の場合）／事前確認　の申請はこちら」ボタンから申請します。

↓ 東京都から事前確認書の交付

受付順に担当者が内容を確認させていただき、
ご連絡させていただきます。
不備等がある場合には修正が必要となります。
企業要件を満たしている場合、東京都が企業に
対して確認書を交付します。

事前確認書の受領

企業の希望により、企業情報を経済産業省と東京都のWebサイトに公表することができます。
（手続は個別に御案内いたします。）

YES ↓

払込後確認申請
Ⅲ 企業が東京都へ確認申請 の手続へ